

「ムジークフェストなら 2023」企画・運營業務 委託業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

「ムジークフェストなら 2023」企画・運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

「ムジークフェストなら 2023」は、「文化の振興」を通じて「地域の振興」を図ることが目的である。

奈良県内の社寺等の歴史文化遺産を会場に、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを、四季を通じて開催することで、県民をはじめとした多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供し、本県の文化芸術活動の活性化を図る。

また、来場者や数多くの出演者による交流人口の拡大を通じて地域の活性化を図ることや、県内各地でコンサート等を開催することによる、広範囲にわたる賑わいの創出により、「文化の振興」を通じて「地域の振興」につなげる。

(3) 業務内容

奈良県内の各地で「ムジークフェストなら 2023」（令和 5 年 4 月 15 日～12 月 31 日）を開催するにあたり必要となる以下の①～⑦の業務について、ムジークフェストなら実行委員会（以下、「実行委員会」という。）から一括して委託する。

なお、ムジークフェストなら 2023 事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>)の内容をよく理解したうえ実施すること。（令和 4 年 12 月 23 日（金）に最新の事業計画を掲載予定）

【業務概要】

- ① 「ムジークフェストなら 2023」公演・イベント企画、出演者等の手配
- ② 「ムジークフェストなら 2023」の全体管理・運営計画の策定
- ③ 「ムジークフェストなら 2023」実行委員会による運営の補助
- ④ 「ムジークフェストなら 2023」にかかる問い合わせ対応
- ⑤ 「ムジークフェストなら 2023」コンサート会場の運営
- ⑥ 「ムジークフェストなら 2023」社寺公演のアーカイブ動画配信
- ⑦ その他当音楽祭を安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

※業務内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する可能性がある。

【業務詳細】

①「ムジークフェストなら 2023」公演・イベント企画、出演者等の手配

(ア) 社寺を中心とした無料公演（実行委員会主催公演）

- ・出演者（プロアーティスト）等の手配及び連絡調整を実施すること（1 公演あたり 60 分程度）。
- ・出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者の割合を 1/2 以上とすること、また演奏ジャンル(ジャズ、クラシックなど)に偏りがないようにすること。
- ・出演者及び会場となる社寺の窓口担当者に対して、1 曲程度の長さに編集したアーカイ

- ブ動画を WEB 配信(最長で令和 5 年 12 月 31 日迄)することについて同意を得ておくこと。
- ・出演者の選定については、会場及び実行委員会の意向も反映して実施すること。
 - ・公演の情報については、公式ホームページ等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(出演団体名、演奏ジャンルなど)を収集すること。

(イ) 天平ホールイベント

- ・奈良県コンベンションセンター天平ホール(定員 400 席予定)で実施(令和 5 年 5 月 26 日(金)予定)の若年層向けの企画内容について、出演者(プロアーティスト)等の手配及び連絡調整を実施すること。(1公演 60 分程度)
- ・公演の情報については、公式ホームページ等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(出演団体名、演奏ジャンルなど)を収集すること。
- ・出演者の選定については、実行委員会の意向も反映して実施すること。

(ウ) 天平広場イベント

- ・奈良県コンベンションセンター天平広場で実施(令和 5 年 5 月 27 日(土)～5 月 28 日(日))のイベント「キンダー! ムジーク」(11 時～17 時開催予定)について、遊具等の遊び場の提供、来場者へのグリーティングや子ども向けのショーを 1 日 4 回程度実施するパフォーマー、定期的なワークショップや飲食店出店等の手配及び連絡調整を実施すること。なお、親子連れ等を主なターゲットとしているため、それらを意識すること。
- ・イベントの情報については、公式ホームページ等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(ワークショップや出店内容等)を収集すること。
- ・遊具及び出店者等の選定については、実行委員会の意向も反映して実施すること。

(エ) 奈良国立博物館西広場イベント

- ・奈良国立博物館西広場で実施(令和 5 年 10 月 21 日(土)～10 月 22 日(日))のドイツ音楽を中心とした「音楽と食」が楽しめる企画「プロースト! ムジーク」(令和 5 年 10 月 21 日及び 22 日: 11 時～18 時(19 時完全撤収)開催予定)について、出演者(プロアーティスト、ジャンルはドイツ音楽と沖縄音楽を予定、令和 5 年 10 月 21 日及び 22 日: 公演数 1 日 5 回程度/1 公演あたり 45 分程度)、飲食店出店等の手配及び連絡調整を実施すること。
- ・公演の情報については、公式ホームページ等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報(出演団体名、演奏ジャンルなど)を収集すること。
- ・出演者の選定にあたっては県内出身者または県内で活躍している者の割合を 1/2 以上とし、実行委員会の意向も反映して実施すること。
- ・出店する飲食店舗については任意の方法で公募し、地産地消を意識した店舗(奈良県産のクラフトビールや奈良県産食材を使用した料理を提供する者)を軸に、その日の演奏音楽に合わせた店舗(ドイツ音楽が演奏される日は、関連するドイツビールやドイツ料理を提供する者等)を組み合わせて選定し、各日 10 店舗以上の出店を手配すること。

※出店する飲食店舗については、キッチンカーも可とする

②「ムジークフェストなら 2023」の全体管理・運営計画の策定

※別途委託予定の「ムジークフェストなら 2023 広報委託業務」と連携し管理すること。

- ・実行委員会と連携して事業全体を管理し、安全かつ円滑に運営するための実施計画を策定すること。

③「ムジークフェストなら 2023」実行委員会による運営の補助

※別途委託予定の「ムジークフェストなら 2023 広報委託業務」と連携すること。

(ア) 実行委員会事務局に連絡調整人員を必要に応じ配置し、下記の業務を実施すること。

- ・出演者及び会場との連絡調整・交渉、音響設備及び運営面での助言など、専門的な知見や経験を生かし運営を補助すること。
- ・ホームページの作成及び更新、インターネットにおける情報発信を実施すること。
(「ムジークフェストなら」開催期間の長期化に伴い公式ホームページに掲載される情報量が増大するにあたり、季節毎、企画内容毎、ターゲット層向けの特集ページを作るなどして、直感的に公演情報を検索できるような構成とすること)

(イ) 会場、出演者及び公演の詳細について管理するためのデータベースシステムを構築すること。

(ウ) Google Forms 等にて、アンケート結果の集計が自動生成される WEB アンケート入力フォームを作成すること。

- ・アンケート内容については、実行委員会と協議のうえ決定するもの

④「ムジークフェストなら 2023」にかかる問合せ対応

- ・県民等からの問い合わせに対する電話窓口の設置。

期間： 令和 5 年 3 月初旬（予定）～6 月 4 日（日）、7 月 11 日（火）～10 月 28 日（土）の期間は、週あたり 6 日以上、有人での電話対応窓口を設置し、問い合わせに対応すること。

なかでも、ムジークフェストなら実行委員会主催公演の開催期間中（令和 5 年 4 月 15 日（土）、5 月 19 日（金）～6 月 4 日（日）、8 月 25 日（金）～8 月 27 日（日）、10 月 21 日（土）～10 月 28 日（土））は毎日対応すること。

6 月 5 日（月）～7 月 10 日（月）、10 月 29 日（日）～11 月 30 日（木）の期間については音声ガイダンスを設定し、問い合わせ内容に沿った電話転送先を設定すること。（内容の分類と、転送先については実行委員会と協議のうえ決定する）

受付時間：10：00～17：00

場所：事務局が必要な場合は準備すること。

備品：電話やパソコンなどの必要備品を準備すること。

- ・人件費、事務所の賃借料、光熱水費、インターネット使用料及び電話使用料などの窓口運営に必要となる経費は、受託事業者が負担すること。

⑤「ムジークフェストなら 2023」コンサート会場の運営

(ア) 無料公演の来場者受付、整理券発行

- ・事前申込制の公演について、申込者の事前募集、申込情報整理並びに入場整理券の作成及び事前配布を実施すること。

※2023 事前申込制会場数：19 公演程度 想定来場者数 約 10,000 名

(イ) 社寺を中心とした会場における無料公演の設営及び運営（21 公演程度）

- ・出演者との連絡調整及び当日の進行管理
- ・音響、美術、照明、備品、控室及び電源設備等の手配
- ・舞台、音響、照明、椅子及びバナー等の設営・撤去
- ・車イス優先観覧エリアの設置
- ・下記の表による司会者もしくは影アナウンスの手配
- ・下記の表によるピアノが必要な会場における手配・調律
- ・下記の表による音響機材の持込が必要な会場における手配
- ・下記の表による運営補助員を配置し、観客の受付及び誘導等の実施
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去
- ・必要に応じて警察等関係機関との調整
- ・必要に応じて進行支援
- ・必要に応じて舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成及び申請手続き
- ・必要に応じて観客送迎バス等の輸送計画の調整
- ・必要に応じて、社寺の挨拶や法要をコンサートに組み込む調整
- ・各会場で発生するごみの分別、処分
- ・各会場の来場者数の集計および記録写真の撮影
- ・各業種別ガイドライン等に沿った適切な感染症対策の実施

※公演日程、会場（案）、公演内容および司会者等の手配必要数等一覧（予定）

無料公演 NO.	日程、会場（案）	司会者、 影アナ有無	ピアノ 手配	ピアノ 調律	補助員 配置人数
1	日時未定 13 公演程度 奈良県内社寺（11 公演程度） ホール（2 公演程度）	社寺：無 ホール：有	有 （うち 1 公演）	有 （うち 3 公演）	無
2	令和 5 年 5 月 26 日（金） 奈良県コンベンションセンタ ー（天平ホール）	有	必要に応 じて有	必要に応じ て有	6 人程度
3	令和 5 年 5 月 28 日（日） 2 公演 奈良県コンベンションセンタ ー（コンベンションホール）	有 （2 公演）	無	無	各 10 人程 度
4	令和 5 年 6 月 4 日（日） なら 100 年会館（大ホール）	有	無	有	4 人程度

5	令和5年8月27日(土)・28日(日) 2公演×2日間 なら歴史芸術文化村 (文化村ホール)	有 (2公演×2日間)	無	有 (初日1回)	各4人程度 (2公演×2日間)
※ ホール付属の音響機器を使用せず、別途手配し持ち込むこと					

(ウ) ホールを中心とした会場における有料公演の運営(9公演)

- ・実行委員会が手配した出演者との連絡調整および当日の進行管理
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去
- ・下記の表による司会者もしくは影アナウンスの手配
- ・下記の表によるピアノが必要な公演におけるピアノの手配及び調律
- ・下記の表による運営補助員を配置し、観客の受付及び誘導等の実施
- ・各業種別ガイドライン等に沿った適切な感染症対策の実施

※公演日程、会場(案)、公演内容および司会者等の手配必要数等一覧(予定)

有料公演 NO.	日程、会場(案)	司会者、 影アナ有無	ピアノ 手配	ピアノ 調律	補助員 配置人数
1	令和5年4月15日(土) 橿原文化会館(大ホール)	有	無	有	6人程度
2	令和4年5月19日(金) DMG MORI やまと郡山城ホール(大ホール)	有	無	無	6人程度
3	令和5年5月27日(土) 奈良県コンベンションセンター(コンベンションホール)	有	無	無	8人程度
4	① 令和4年5月27日(土) 2公演 ② 令和4年5月28日(日) 2公演 奈良県コンベンションセンター(天平ホール)	有	無	無	各4人程度
5	令和5年6月2日(金) 橿原文化会館(大ホール)	有	無	有	6人程度
6	令和5年8月25日(金) 橿原文化会館(大ホール)	有	無	有	6人程度

(エ) 屋外イベント及びコンサート企画の運営

(i) 天平広場イベント

- ・日時: 令和5年5月27日(土)及び28日(日)、11時~17時(18時完全撤収)予定
- ・会場: 奈良県コンベンションセンター 天平広場
- ・子どもが楽しめるような遊具などを配置したキッズスペースを設置し、当日の進行管理

を行うこと。

- ・運営補助員を適切に配置し、観客の安全を確保するとともにスムーズな誘導の実施。
- ・飲食及びワークショップの出店者を募集し、出店調整するとともに、テント及び必要に応じて机、椅子等を設置すること。

※飲食・ワークショップについて子どもも楽しめる内容とすることとし、それらを意識した出店とするよう、意匠や店舗配置などの演出を工夫すること。

- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・会場周辺施設との連携など、実行委員会が調整する内容を踏まえた出店調整をすること。
- ・来場者のための救護室を設け、スタッフの配置を含め運用すること。
- ・夜間警備を実施すること。
- ・各会場で発生するごみの分別、処分。
- ・各会場の来場者数の集計及び記録写真の撮影。
- ・各業種別ガイドライン等に沿って適切に感染症対策を実施すること。

※必要に応じて、消防署や保健所との協議に対応すること。

※必要な電源、水等は受託事業者が確保すること。

(ii) プロースト！ミュージク

- ・日時：令和5年10月21日（土）及び22日（日）、11時～18時（19時完全撤収）予定
- ・会場：奈良国立博物館西広場
- ・期間中、「音楽と食」が楽しめる企画「プロースト！ミュージク」を実施し、当日の進行管理を行うこと。
- ・イベント会場であることが一目で分かる入場ゲート、装飾、案内物の設置・撤去。
- ・仮設ステージの設営・撤去。
- ・入退場、飲食購入、音楽観覧の効率的・効果的な動線や区画整理を行い、当日の進行管理を行うこと。
- ・運営補助員を適切に配置し、観客の安全を確保するとともにスムーズな誘導の実施。
- ・観客が長時間滞在するための飲食・物販用のテントの設置及び出店者を募集し、出店調整するとともに、飲食スペース（机、椅子、テント）を設置すること。
- ・出店する飲食店舗については任意の方法で公募し、地産地消を意識した店舗（奈良県産のクラフトビールや奈良県産食材を使用した料理を提供する者）を軸に、その日の演奏音楽に合わせた店舗（ドイツ音楽が演奏される日は、関連するドイツビールやドイツ料理を提供する者等）を組み合わせて選定し、各日10店舗以上の出店を手配すること。

※出店する飲食店舗については、キッチンカーも可とする

- ・観客が演奏に合わせてリズムをとって踊ったり、アーティストが演奏をしながら観覧スペースをねり歩いたりするなど、会場に一体感が生まれる演出を検討すること。
- ・会場周辺施設との連携など、実行委員会が調整する内容を踏まえた出店調整をすること。
- ・来場者のための救護室を設け、スタッフの配置を含め運用すること。
- ・夜間警備を実施すること。
- ・各会場で発生するごみの分別、処分。
- ・各会場の来場者数の集計および記録写真の撮影。

- ・各業種別ガイドライン等に沿って適切に感染症対策を実施すること。
 - ※必要に応じて、消防署や保健所との協議に対応すること。
 - ※必要な電源、水等は受託事業者が確保すること。
 - ※機材搬入・搬出、キッチンカーの出入りの際、芝を傷つけないよう留意すること。

(iii) あおぞら吹奏楽 午後（時間未定）

- ・日時：令和5年10月28日（土）
- ・会場：あすか風舞台
- ・実行委員会が手配した出演者による、吹奏楽をメインとした屋外コンサート「あおぞら吹奏楽」を実施し、出演者との連絡調整及び当日の進行管理を行うこと。
- ・音響、美術、照明、備品、控室（テント）及び電源の手配、設置並びに撤去。
- ・司会者もしくは影アナウンスの手配。
- ・観客の入退場については管理する必要は無く、観覧座席なしの自由観覧とすること。
- ・駐車場内及び隣接する横断歩道の誘導を実施する交通誘導警備員の手配。（計4名）
- ・明日香村石舞台駐車場の利用について、管理する明日香村地域振興公社との調整。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・必要に応じて警察等関係機関との調整。
- ・必要に応じて舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成及び申請手続き。
- ・必要に応じて観客送迎バス等の輸送計画の調整。
- ・各会場で発生するごみの分別、処分。
- ・各会場の来場者数の集計および記録写真の撮影。
- ・各業種別ガイドライン等に沿った適切な感染症対策の実施。

(オ) 奈良県コンベンションセンター企画の運営

(i) コンベンションホールイベント（令和5年5月27日（土）、28日（日）予定）

※令和5年5月27日（土）については（3）⑤（ウ）No. 3記載の有料公演、令和5年5月28日（日）については（3）⑤（イ）No. 3記載の無料公演を実施するための運営のことであり、特に注意すべき点については下記の通りとする。

- ・最大54名編成のフルオーケストラが登壇できる広さの仮設ステージ及び観客席（椅子席1,200席程度）の設置、撤去。
- ・リハーサル及び本番のオペレーションを含め、コンサート実施にかかる詳細について、出演者との連絡と調整を行うこと（必要に応じ、公演前日等にリハーサル実施可）。
- ・令和5年5月27日（土）の有料公演について、実行委員会が手配した電子ピアノの電源確保と設置、撤去。

(ii) 天平ホールイベント（令和5年5月26日（金）、27日（土）、28日（日）予定）

※令和5年5月26日（金）については（3）⑤（イ）No. 2記載の無料公演、令和5年5月27日（土）、28日（日）については（3）⑤（ウ）No. 4記載の有料公演を実施するための運営のこと。

(iii) 天平広場イベント（令和5年5月27日（土）、28日（日）予定）

※令和5年5月27日（土）については（3）⑤（エ）（i）記載の屋外イベントを実施するための運営のこと。

(iv) 上記の（i）、（ii）、（iii）に共通する事項

- ・同施設内、同時時間帯に並行してイベントが開催されるため、機材搬入・設営・入退場口やイベント来場者の待機列、機材撤収などが交錯しないよう、時間帯、動線、区画整理等に注意すること。
- ・会場駐車場の駐車可能台数に限りがあり、駐車場不足や周辺道路の渋滞が想定されるため、ガイドブック、公式ホームページ等に事前周知し、公共交通機関での来場を促すなどの事前の対策を講じること。また、公演当日は必要に応じて駐車場入り口付近に交通誘導警備員を配置すること。
- ・実行委員会と協議のうえ、会場近隣の民家やマンション、店舗などへ、屋外でのイベント開催のため音が漏れ聞こえる可能性があることについて、事前周知を行うこと。
- ・リハーサル及び本番のオペレーションを含め、コンサート実施にかかる詳細について、出演者との連絡と調整を行い、コンベンション企画全体を網羅した会場施設及び設備備品の使用計画書を、実行委員会の求めに応じて作成し提出すること。

(カ) ボランティアスタッフ対応

- ・ムジークフェストならの四季を通じた開催に伴い、通年でボランティアスタッフの人員を確保して割り振りが可能なスキームの提案と実施。
 - ・ボランティアスタッフに向けた業務説明会の開催・業務説明資料の作成。
 - ・現場における指導・管理。
 - ・ボランティア活動状況の記録写真撮影。
 - ・ボランティアスタッフへの謝礼・ノベルティ等の配布。
- ※ボランティアスタッフへの謝礼にかかる費用は実行委員会で負担する。

(キ) その他運営上必要となる業務

- ・出演者現場下見の立会。（出演者から希望がある場合）
- ・各行政機関への調整、許認可申請書類作成等（会場設営及びイベントの運営にあたり、各行政機関へ調整・届出・許認可申請等を行う必要が生じた場合）、届出。
- ・その他、出演者と会場にかかる必要な調整。

⑥「ムジークフェストなら 2023」社寺公演のアーカイブ動画配信

- ・社寺公演のアーカイブ動画に挿入する、オープニングクレジット及びエンドクレジットの素材データを作成し提供すること。
- ・実行委員会より提供する社寺公演動画を、出演者並びに会場となった社寺の窓口担当者に内容確認のうえ、動画配信サイトで配信すること。（配信期間：実行委員会が完成した動画データを渡してから7日以内に配信し、指定する場合を除き令和5年12月31日まで）
- ・出演者から動画配信に使用する曲目等を聴取し、JASRACへの音楽著作権使用料にかかる申請書類の作成を行うこと。なお、動画配信にかかるJASRACへの音楽著作権使用料については実行

委員会で別途負担する。

⑦その他当音楽祭を安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

- ・出演者及び来場者が安心かつ安全に参加できるような安全管理計画を策定すること。
また、当該計画においては、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。
- ・会場設営にあたっては、会場が傷まないよう最大限配慮し、措置を講じること。
- ・春～夏用のスタッフ用ポロシャツを製作すること。（250枚）
- ・秋～冬用のスタッフ用ウインドブレーカーを製作すること。（100枚）
※スタッフ用ポロシャツとウインドブレーカーについては、年度を記載しない等、次年度以降も使用できることを考慮したデザインを用いること。
- ・スタッフ証を作成すること。
- ・イベント保険、ボランティア保険に加入すること。
- ・出演者から公演での演奏曲目等を聴取し、JASRACへの音楽著作権使用料にかかる申請書類の作成を行うこと。なお、公演実施にかかるJASRACへの音楽著作権使用料は実行委員会で別途負担する。
- ・業務をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

(4) 委託料上限額

55,000千円（消費税及び地方消費税込）以内

※上記に含まれないもの

- ・実行委員会が選定した出演者に対する出演料
（受託事業者が選定した出演者に対する出演料は経費に計上すること）
- ・各会場の会場使用料及び設備使用料
- ・ボランティアスタッフに対する謝礼費用
- ・JASRACへの音楽著作権使用料

(5) 支払方法

令和5年3月31日時点における出来高相当分について、受託者は令和5年3月31日以降速やかに実行委員会あて実施報告を行い、実行委員会は完了検査後に5,000千円を支払限度額上限として代金を支払う。

令和5年4月1日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※実行委員会は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで。

(7) 打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施すること。

2 手続き等

(1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

- ・住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化振興課内）
ムジークフェストなら実行委員会事務局
- ・電話番号 0742-27-8917
- ・FAX 番号 0742-27-8481
- ・電子メール bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

(2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 令和5年1月5日（木）まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

(3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 令和5年1月5日（木）17時まで【必着】
- ・提出先 2（1）に示す事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式1-1）
②事業者概要書（様式1-2）
③同種又は類似業務受注実績（様式1-3）
 - ※同種業務：地方公共団体等が主催する文化芸術に関するイベントの開催業務
 - ※類似業務：地方公共団体等が主催する文化芸術以外に関するイベントの開催業務
 - ※2017年4月1日以降に受託し、履行した実績の契約書の写しを必ず添付すること。
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・参加資格の通知 令和5年1月6日（金）（予定）

(4) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和5年1月13日（金）17時まで【必着】
- ・提出先 2（1）に示す事務局
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る。また、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・提出物 企画提案書 10部
 - ※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内とする。
- ・企画提案書には次のことを記載すること。なお、ムジークフェストなら2023事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>)の内容を理解したうえで作成すること。（令和4年12月23日（金）に最新の事業計画を掲載予定）

①実施方針について

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。

②企画について

1)天平ホールイベント関係

- ・天平ホールで実施の若年層向けの企画（令和5年5月26日（金）予定）について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

2)天平広場イベント関係

- ・天平広場で実施する、子どもが楽しめるような遊具などを常設した子供向け企画「キンダー！ミュージック」（令和5年5月27日（土）～5月28日（日））について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

3)奈良国立博物館西広場イベント関係

- ・奈良国立博物館西広場で実施の「音楽と食」が楽しめる企画「プロースト！ミュージック」（令和5年10月21日（土）～10月22日（日）予定）について、その企画内容（出演者、演奏スケジュール等）を簡潔に記載すること。

③運営について

1)実施体制図

- ・業務を受託するにあたっての管理運営・事業実施体制を記載すること。また、配属するスタッフについて、同種の業務の経験年数についても記載すること。
※別途委託予定の「ミュージックフェストなら 2023 広報委託業務」との連携について留意すること。
- ・業務を推進するにあたって、実行委員会事務局と綿密に連携するための手法について記載すること。

2)実施スケジュール

- ・四季を通じた開催期間に対応できるような電話受付窓口の設置や、直感的に公演情報などを検索しやすい公式ホームページデザイン、ボランティアの募集や割り当て等について具体性・実現性のある手法を提案し、業務実施に必要なスケジュールを記載すること。

3)コンベンションセンターで実施するイベント全体の展開イメージ

- ・会場特性及び会場周辺施設との連携を踏まえたコンベンションセンターで実施するイベント全体の展開イメージを示すとともに、感染症対策を含む来場者の安全確保及びもてなし手法の提案について記載すること。なお、天平広場については、子ども連れのファミリー層を意識した意匠や店舗配置などのレイアウトを記載し、来場者が安全かつ安心して参加できる運営プランの提案について記載すること。また、ファミリー層の来場が多く見込まれ、車での来場が多くなると想定されるため、その予防や解消、対策方法について記載すること。

4)奈良国立博物館西広場で実施する「音楽と食」イベントの展開イメージ

- ・演奏者と観客が一体となって楽しめる音楽ステージの提案を記載すること。
- ・屋外での「音楽と食」イベントであるため、雨天時を想定したレイアウトや、騒音、匂い、ゴミ散乱、飲食物購入の列などの対策に配慮した手法の提案について記載すること。
- ・演奏される音楽と販売される飲食物のルーツをリンクさせ統一感が生まれるような仕立てを行うことと並行して、奈良県産食材や県内飲食事業者の認知度を向上できる場となるよ

うな出店も織り交ぜた出店の提案を記載すること。

④概算事業費

・企画・運営の必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

(5) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・受付期間 令和4年12月26日(月)12時まで
- ・提出方法 質問票(様式3)に質問事項を記載の上、FAX又は電子メールにて送付すること。
電話など口頭による質問は受け付けない。
※電話にて送付した旨を連絡すること。
- ・提出先 2(1)に示す事務局
- ・回答方法 令和4年12月28日(水)までに奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。
※質問者名は掲載しない。

3 受託者の選定

(1) 企画提案書の評価

- ・企画提案書等は「ムジークフェストなら2023企画・運営業務委託受託者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年1月18日(水)に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する(1月16日(水)13時頃の予定)。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

(2) 契約について

- ①プレゼンテーション審査を経て選定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ②参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところに準ずる。
- ④選定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、選定された者と契約を締結しないものとする。
また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除

することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された提案は、契約の相手方を選定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。

4 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
なお、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (4) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、ムジークフェストなら実行委員会の都合により中止することがある。
- (6) 本業務の詳細事項及び進め方等については、ムジークフェストなら実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上